| コードID | コード名 | コード値 | コード値の内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 31 | 点字版・テープ版・音声デイジー版・音声CD版・文字拡大版ON | 2進数:11111/10進数:31 |
| 026 | 表示情報 | 1 | 公職選挙法第11条第1項、第252条、政治資金規正法第28条、電磁記録投票法第17条の規定により選挙権を失った者 | 公職選挙法第30条の10（昭和25年法律第100号）の規定に基づき、表示を行う。 |
| | | 2 | 国内で新たな住民票が作成された者 | 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の13第2項に基づき、再度国外転出した場合には、表示を消除する。 |
| 027 | 在外選挙人名簿の登録の抹消事由 | 1 | 死亡 | |
| | | 2 | 国籍喪失 | |
| | | 3 | 国内で新たな住民票ができてから4か月が経過したとき | |
| | | 4 | 誤登録が判明したとき | |
| 028 | 在外選挙人申請のステータス | 1 | 受付 | |
| | | 2 | 登録 | |
| | | 3 | 不登録 | |
| | | 4 | 修正 | |
| 029 | 申請方法 | 1 | 出国時申請 | |
| | | 2 | 在外公館申請 | |
| 030 | 登録不可理由 | 1 | 本人による申請と認められなかった | |
| | | 2 | 旅券等を提示した者が本人から委任を受けた同居家族等であることが確認できなかった | |
| | | 3 | 他の市町村において既に在外選挙人に登録されていた | |
| | | 4 | 年齢満18歳以上でなかった | |
| | | 5 | 日本国民であることが確認できなかった | |
| | | 6 | 公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規制法28条の規定により選挙権を有しない者であった（公民権停止） | |
| | | 7 | 当該経由領事館の管轄区域内に3ヶ月以上住所を有することが認められなかった | |
| | | 8 | 申請先が間違っていた | |
| | | 9 | その他 | |
| 031 | 登録移転不可理由 | 1 | 転出後4ヶ月以内に国外に住所を有することが認められなかった | |
| | | 2 | 本人による申請と認められなかった | |
| | | 3 | 申請手続きをした者が本人から委任を受けた者であることが確できなかった | |
| | | 4 | 申請資格を有することが認められなかった | |
| | | 5 | 他の市町村において既に在外選挙人に登録されていた | |
| | | 6 | 申請先市町村が国外に転出する前の最終住所の所在地であると認められなかった | |
| | | 7 | 選挙権を有しない者であると認められた | |